

指定登録機関の指定に係る要件一覧

指定登録機関の指定に関し、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）において以下のとおり規定。

欠格要件（法第 30 条の 26 による読み替え後の法第 30 条の 6）

- 指定登録機関の申請を行う者が次の欠格要件のいずれにも該当しないこと。
 - （１） 法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - （２） 法第 30 条の 26 による読み替え後の第 30 条の 15 の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
 - （３） 申請者の役員のうち（１）に該当する者がある者
 - （４） 申請者の役員のうち法第 30 条の 26 による読み替え後の第 30 条の 12 の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過しない者がある者

指定の基準（法第 30 条の 25）

- 他に指定を受けた者がなく、かつ、申請が次の基準のいずれにも適合していること。
 - （１） 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - （２） （１）の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的基礎及び技術的な基礎を有するものであること。
 - （３） 営利を目的としない法人であること。